

各位

投資信託約款の変更に関するお知らせ

記

銘柄名	銘柄コード
One ETF FTSE・サウジアラビア・インデックス	295A

※当該変更は投資信託約款の変更には該当いたしません。目論見書において記載内容の変更を行います。

当該投資信託約款の変更は、当該投資信託の商品としての基本的性格を変更させるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当しないため、書面による決議は行いません。

以上

投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 One ETF FTSE・サウジアラビア・インデックス

(新)	(旧)
＜当初の受益者＞ 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u>	＜当初の受益者＞ 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞ 第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u>	＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞ 第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
＜受益権の申込単位および価額＞ 第13条 （略） ② （略）	＜受益権の申込単位および価額＞ 第13条 （略） ② （略）

(新)	(旧)
③ (略) ④ (略) ⑤第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u> ⑥ (略)	③ (略) ④ (略) ⑤第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ⑥ (略)
<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い> 第48条 (略)	<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い> 第48条 (略)

(新)	(旧)
② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第51条第4項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第51条第2項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u>ただし、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延した場合その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑦ (略)	② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。ただし、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延した場合その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。 ⑦ (略)
<信託契約の一部解約> 第51条 (略) ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約するものとし、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約にかかる受益権の信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座にお	<信託契約の一部解約> 第51条 (略) ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約するものとし、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約にかかる受益権の信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座にお

(新)	(旧)
いて当該口数の減少の記載または記録が行われます。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。</u> ③（以下略）	いて当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ③（以下略）
<u>約 款 付 表</u> <u>1. 約款第7条の「別に定める金融商品取引清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</u>	（新設）